

BUYZO サービス利用規約

BUYZO サービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、グローリー株式会社（以下「当社」といいます）が提供する各種 BUYZO サービス（以下「本サービス」といいます）をご利用になるすべてのお客様に共通して適用される事項を定めます。

本サービスの利用を希望される場合には、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約の内容に同意いただく必要があります。

第1条 （定義）

本規約において使用する以下の用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「加盟店」とは、当社と本利用契約を締結し本サービスを利用する者をいいます。
- (2) 「加盟店設備」とは、加盟店が準備し、運用管理する、当社システムへの通信機能を有するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアの総称をいいます。
- (3) 「対象施設」とは、加盟店が本サービスの申込み時に指定する、本サービスの対象として本端末を設置する店舗、施設等をいいます。
- (4) 「当社システム」とは、当社が本サービスを提供するために当社または第三者が用意するコンピュータ、電気通信設備その他の機器ならびにソフトウェア、データベース、Data Management Platform (DMP) および通信回線等の総称をいいます。
- (5) 「登録情報」とは、本サービスの利用に必要な加盟店の名称、住所、連絡先その他当社が別途指定する加盟店の情報をいいます。
- (6) 「パートナー特約店」とは、本サービスの紹介、本利用契約締結の仲介等を行う当社が指定する事業者をいいます。
- (7) 「本端末」とは、当社が保有するスマートセンサーIoT 機器「AIBeacon」およびアクセスポイント等の通信端末ならびに周辺機器の総称をいいます。
- (8) 「本ソフトウェア等」とは、本サービスの提供のために当社または第三者が提供するソフトウェアまたはウェブ上の管理画面をいい、BI ツール、ソフトウェア開発キット (SDK) 等を含みます。
- (9) 「本利用契約」とは、本サービスの利用に際し加盟店と当社との間で締結される契約（本規約を含みますがこれに限られません）をいいます。
- (10) 「申込書等」とは、申込書、申込明細書その他名称の如何を問わず、本サービスの利用にあたり加盟店が当社に提出する当社所定の各種書式をいいます。
- (11) 「本規約等」とは、本規約、本サービスの一に固有の利用条件およびその他加盟店による本サービスの利用に関して当社が定めたルールをいいます。
- (12) 「利用者」とは、第 6 条に基づき加盟店が指名し、本サービスの利用について当社が承諾した、本サービスを利用する法人その他の団体をいいます。
- (13) 「利用希望者」とは、本サービスの利用を希望する事業者をいいます。

第2条 （適用）

1. 本規約は、本サービスの利用条件および本サービスの利用に関する加盟店と当社との間の権利義務関係を定めることを目的とし、加盟店と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 本サービスの利用に際し、本規約のほかに、本サービスの一に固有の利用条件が設けられている場合があります。本規約と本サービスの一に固有の利用条件が異なっている場合には、特段の定めがない限り、当該サービスに関してはその固有の利用条件が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 当社が提供する提案書その他のこれに準じる文書に記載の基準・条件等を満たすよう、当社は、商業的に合理的な努力をもって本サービスを提供しますが、当該文書に特段の記載のない限り、当該文書に記載の基準・条件等は本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、当社の提供する本サービスの内容が当該基準・条件等を下回る場合であっても、当社は責任を負わないものとします。
4. 本規約の内容と、本規約外における口頭・書面・その他の手段による本サービスの内容に関する説明等（当社が提供する提案書その他のこれに準じる文書の内容を含みますがこれらに限られません）とが異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。ただし、加盟店と当社が、本規約の内容と異なる定めをすることについて申込書等その他の書面で合意した場合は、この限りではありません。
5. 加盟店は、本サービスの利用に際し、本規約等を遵守するものとします。

6. 加盟店は、自己の役員、従業員その他の従業者をして本規約等の内容を遵守させるものとし、これらの者による本規約等への違反につき一切の責任を負います。
7. 加盟店は、本規約等に定める義務または保証に違反することにより当社に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。

第3条 （ご連絡）

1. 当社は、本サービスに関連して加盟店にご連絡する場合には、加盟店の連絡先として登録された電子メールアドレスまたは住所に宛てて、電子メールを送信するまたは文書を発送するほか、当社ウェブサイトで公表する等、当社が適切と判断する方法にて実施します。
2. 前項に定める方法により行われた連絡は、当社が当該連絡を発信した時点で、効力が生じるものとします。

第4条 （本規約等の変更）

1. 本規約等は、民法に定める定型約款に該当し、当社は、以下の場合には、加盟店の同意を得ることなく本規約等を変更することができます。
 - (1) 本規約等の変更が、加盟店の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約等の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、前項による本規約等の変更にあたり、本規約等を変更する旨および変更後の本規約等の内容とその効力発生日を明示し、当社所定の方法にて加盟店に通知します。

第5条 （申込みと本利用契約の成立）

1. 利用希望者は、利用を希望する本サービスの内容に応じた申込書等に登録情報を記載したうえで申込みを行います。当該申込みにより、利用希望者は本規約等に同意したものとみなされます。
2. 前項に基づく申込みを当社が受諾した時点で、本規約等を内容とする本利用契約が成立し、本利用契約の成立をもって、利用希望者は加盟店となります。なお、当社が適当でないと判断した場合には、申込みの全部または一部を受諾しない場合があります。当社は、その理由について一切の開示義務を負わないものとします。
3. 本利用契約がパートナー特約店の仲介により成立した場合には、利用料金等の請求手続、解約申請の受付手続、加盟店からの問い合わせの受領または利用契約期間中の当社からの通知等の全部または一部を当該パートナー特約店が当社に代わって行うことがあります。

第6条 （利用者による本サービスの利用）

1. 加盟店は、自らの本利用契約において、加盟店とは別の利用者に本サービスを利用させることを希望する場合、申込書等に当社が指定する当該利用者に関する情報を記載したうえで申込みを行うものとし、当社の承諾を得るものとします。
2. 加盟店は、前項に基づき利用者に本サービスを利用させる場合、当該利用者に対して本規約等を遵守させるものとし、利用者による行為は加盟店の行為とみなされ、当該利用者の行為について、当社に対して責任を負うものとします。なお、利用者においては、本規約等にある「加盟店」の文言を「利用者」に読み替えて、本規約等が適用されるものとします。

第7条 （登録情報の提供、変更等）

1. 加盟店は、当社の求めに応じて、当社に対し、申込書等の提出により登録情報を提供するものとします。
2. 加盟店は、登録情報に修正の必要または変更が生じた場合には、申込書等の提出により速やかに変更の届出を行うものとし、当該届出がない場合、当社は、登録情報の変更がないものとして取り扱うことができるものとします。

第8条 （有効期間）

本利用契約は、第5条第2項に基づく申込みを当社が受諾した時点から有効とし、第22条もしくは第23条に基づく解除、または第25条もしくは第26条に基づく解約がなされない限り有効に存続するものとします。なお、加盟店は、本利用契約の終了にかかわらず、すでに発生した利用料金を支払わなければな

りません。

第9条 (利用料金)

1. 本サービスの利用にあたり、加盟店は当社に対して、申込書等に記載の支払条件に従い利用料金を支払うものとします。
2. 本サービスの利用料金は、毎月月末締めをもって当月の利用料金を確定し、原則として翌月 5 営業日までに加盟店に対して請求書を送付します。
3. 加盟店が、本サービスの利用料金その他の債務の弁済を遅滞したときは、支払期日の翌日より完済の日まで、年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
4. 当社は、当社の裁量により、本利用契約の有効期間中いつでも、本サービスの利用料金を改定することができますものとし、ただし、本項に基づき当社が利用料金を改定する場合、当社は、1 ヶ月以上前に加盟店に対して改定後の利用料金の金額および当該金額の適用を開始する日を通知するものとします。

第10条 (申込内容の変更)

1. 加盟店は、本端末の設置台数の増減等、本サービスの利用内容の変更を希望する場合、変更希望日の 1 ヶ月前までに、申込書等に必要事項を記入のうえ申込み（以下「変更申込み」といいます）を行うものとします。
2. 変更申込みにより本端末の設置台数が増減した場合、加盟店は、当社の指示に従い、本端末の設置、撤去、発送等の作業を自己の費用と責任で行うものとします。ただし、加盟店より要請があった場合、当社は有償にてかかる作業を請け負うことができるものとします。

第11条 (本端末の貸与・設置・管理)

1. 本サービスの提供に本端末が必要となる場合、当社は、本端末を加盟店に貸与します。本端末の所有権は当社に帰属し、対象施設への設置によって本端末の所有権が移転するものではありません。
2. 前項の場合、加盟店は、本端末の設置のために対象施設を当社が無償で使用することを許諾します。加盟店は、当社が本端末の設置作業を行う場合、当社による現地調査、本端末の搬入、設置作業等にあたって最大限の配慮を行うものとします。
3. 加盟店は、当社の事前の承諾なく本端末を移動させてはなりません。加盟店は、対象施設のレイアウト変更その他加盟店の営業上やむをえない事由により本端末の移動が必要となる場合には、必要最小限度の範囲で本端末を移動することができるものとし、当該移動後加盟店は速やかに当社に通知するものとします（ただし、当該移動により当該加盟店に対する本サービスの提供に不具合が生じた場合であっても、加盟店は、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社に対して当該不具合に基づく損害の賠償その他の請求を行うことはできないものとします）。
4. 加盟店は、本端末の設置場所または本端末への供給電源に関する工事等、本端末の機能・作動に影響を与え得る作業を行う場合、事前に当社に対してその旨を通知し、当社の請求に従い、本端末が正常に機能・作動するために必要な対応を行うものとします。
5. 加盟店は、善良なる管理者の注意をもって本端末を管理・保管するものとし、本端末の盗難、紛失、破損その他の故障を発見した場合は、直ちに当社に通知するものとします。なお、本端末の欠陥その他当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は、本端末の代替品の設置または修理にかかる費用を加盟店に請求することができるものとします。
6. 加盟店は、本サービスの利用開始日までに本サービスを利用するために必要な加盟店設備および環境を自己の費用と責任で準備し、維持するものとします。
7. 加盟店は、本端末の管理の不備に関連して第三者に発生した損害について、当社の故意または重過失のみに原因となって生じたものを除き、当該損害を賠償する責任を負います。

第12条 (ユーザーID およびパスワードの管理)

1. 当社は、本利用契約締結後、該当するサービスがある場合、加盟店に対して本サービスに関するユーザーID および初期パスワードを発行します。加盟店は、自己の責任において、初期パスワードを変更のうえ、本サービスに関するユーザーID およびパスワードを適切に管理および保管するものとし、第三者に対して通知、伝達する行為、または貸与、譲渡、名義変更、売買等その他の処分をしてはなりません。
2. 加盟店は、ユーザーID またはパスワードの漏えい、盗難、不正利用等の事実を知った場合またはその疑

いが生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

3. 加盟店は、加盟店その他の利用者の役員、従業員その他の従業者以外の者に本サービスを利用させないものとし、本サービスを利用する者に対して第1項の内容を遵守させるものとします。

第13条 （本ソフトウェア等の使用許諾）

当社は、本利用契約の有効期間中、加盟店（第6条に基づき当社が承諾した場合は利用者を含みます）に対して、本規約等に従うことを条件に、本サービスを利用するために必要な範囲内で本ソフトウェア等を使用できる非独占的かつ譲渡不能・再許諾不能な権利を許諾します。

第14条 （禁止事項）

1. 加盟店は、本サービスの利用にあたり、または利用に関連して、次の各号に定める行為を行ってはならず、また第三者をして行わせてもなりません。
 - (1) 本サービスを加盟店その他の利用者の役員、従業員その他の従業者以外の第三者に使用させる等、当社が許可した形態以外の形態で本サービスを利用する行為
 - (2) 当社に対して虚偽の情報を申告、連絡または提供する行為
 - (3) 当社が提供する情報、データおよびその他のサービスを本サービスの利用以外の目的のために使用する行為
 - (4) 当社もしくは第三者の財産（知的財産権を含みます）、プライバシー、名誉、信用、肖像もしくはパブリシティにかかる権利・利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (5) 前号で定めるもののほか、当社もしくは第三者の権利・利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (6) 当社が提供する本ソフトウェア等の複製、改変、翻訳、翻案等をする行為
 - (7) 当社が貸与する本端末および本ソフトウェア等の販売、配布、再使用許諾、公衆送信（送信可能化を含みます）、貸与、譲渡、またはリースその他の処分をする行為
 - (8) 当社が貸与する本端末および本ソフトウェア等およびシステムの全部または一部について、変更、修正、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等の解析をする行為
 - (9) 法令、監督官庁の指導、もしくは加盟店の属する業界団体策定のガイドライン等に違反し、もしくは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
 - (10) 他の加盟店の本サービスの利用を妨害する行為またはそのおそれのある行為
 - (11) コンピュータウィルスもしくはマルウェアを当社に対し送信する行為またはそのおそれのある行為
 - (12) 当社システムもしくは本サービスの提供のために利用するものに限らず、当社が管理もしくは使用するサーバーもしくは電子情報端末へのハッキング、その他の不正アクセスをする行為またはそのおそれのある行為
 - (13) 本サービスおよび本サービスから得られた情報ならびにノウハウを、本サービスと競合するサービスの開発、改善等のために利用する行為
 - (14) 当社が貸与した本端末、本ソフトウェア等、データその他の本サービスに基づいて加盟店に提供された一切の物品または情報を、本利用契約の終了後にその態様を問わず利用または使用すること。
 - (15) 前各号に定めるもののほか、当社における業務の遂行、本サービスの提供もしくは当社の設備・機器等に支障を及ぼし、またはそのおそれがあると当社が判断する行為
2. 加盟店が前項各号の一に該当することが疑われると当社が判断する場合、加盟店は、当社の要求に応じた必要な情報を提供し、または当社による調査に最大限協力するものとします。

第15条 （再委託）

当社は、本サービスの提供にあたり業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先に本サービスの提供に必要な情報（登録情報を含みますがこれらに限られません）を提供できるものとし、当該第三者による業務遂行について適切かつ必要な管理・監督を行うものとします。

第16条 （本サービスの停止・中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、事前に加盟店に通知したうえで、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することがあります（以下併せて「中断等」といいます）。

- (1) 当社システムの定期的または任意のメンテナンスを行う場合、または当社システムを設置する施設・設備等に工事等が必要となった場合
 - (2) 当社システムに、誤動作、故障、処理の遅延、処理量の増加、過度なアクセスの集中、ハッキング、不正アクセス、その他の障害が発生し、またはその復旧対応が必要となった場合
 - (3) 電気通信事業者による電気通信サービスの提供の中止、クラウドサービス事業者によるクラウドサービスの提供の中止等、当社以外の第三者の行為に起因または関連して、本サービスの提供を行うことが困難になった場合
 - (4) 天災地変、戦争、暴動、感染症・疫病等の流行、火災、台風、地震、輸送上の障害、通信事業者による回線障害、労働争議、内外法令（業界団体による自主ルールを含む）の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、国際情勢、その他の不可抗力により本サービスの提供が困難になった場合
 - (5) その他、当社が本サービスの停止または中断が必要と判断する場合
2. 前項各号に定める事由が生じた場合であって、緊急性を要すると当社が判断するときは、当社は、本サービスの中断等につき、加盟店への事前の連絡を省略することができるものとします。この場合、当社は、本サービスの中断等の後、速やかに加盟店に通知するものとします。

第17条 （本サービスの変更等）

当社は、当社の裁量により本サービスの一部の内容を追加、減縮もしくは変更し、または当社が貸与する本端末もしくは本ソフトウェア等の仕様を変更すること（法令等またはガイドラインの制定・改廃等に対応するための物理的な調整またはアップデートを含みますがこれらに限られません）ができます。ただし、本条に基づく本サービスの追加、減縮もしくは変更または本端末もしくは本ソフトウェア等の仕様の変更により、変更前の本サービスのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。また、加盟店は、当社による仕様変更作業にあたって最大限の配慮を行うものとします。

第18条 （知的財産権等）

1. 本サービスならびにこれらを構成する有形・無形の構成物（プログラム、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等を含みます）に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含みます。以下同様）、著作者人格権、ならびに特許権、実用新案権、意匠権、商標権およびこれらの登録を受ける権利等の一切の知的財産権ならびにパブリシティにかかる権利・利益（以下総称して「知的財産権等」といいます）は、当社または正当な権利者たる第三者に帰属し、本利用契約の成立は、加盟店に対し、本サービスの利用に必要な範囲を超える知的財産権等の利用許諾または移転を意味するものではありません。
2. 当社は、加盟店が本サービスを利用するに必要な範囲内で、関連する知的財産権等の使用権のみを加盟店に許諾するものとします。

第19条 （機密保持）

1. 加盟店および当社は、本サービスの提供または利用により相手方より開示を受けた技術上、営業上、財務上その他業務上の情報のうち、提供の際にその範囲を特定し、秘密である旨の表示を明記して、秘密である旨を指定した情報（加盟店を特定可能な情報を除く登録情報は含まれないものとし、以下「機密情報」といいます）を第三者に開示または漏えいしないものとします。
ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、機密情報から除きます。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知である情報
 - (2) 開示を受けた時点で既に知得していた情報
 - (3) 開示を受けた後に自らの責に帰することのできない事由により公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (5) 開示を受けた情報によらず独自に開発した情報
 - (6) 相手方から秘密の指定を解除された情報
2. 前項にかかわらず、加盟店は、利用者に対して機密情報を開示することができるものとします。この場合、加盟店は利用者に対して本規約等に基づき自己が負う義務と同等の義務を課するとともに、利用者の義務違反について当社に対し責任を負うものとします。
3. 第 1 項にかかわらず、法令に基づきまたは公的機関もしくは監督官庁からの要請を受け、これに応じる必要を認めた場合、当該要請を受けた加盟店または当社は、事前に相手方に通知したうえで、必要最小

限の範囲で機密情報を開示または提供することができるものとします。ただし、かかる要請が緊急またはやむをえないと判断した場合には、開示後直ちに相手方に当該要請があったことおよび開示または提供した機密情報の内容を通知するものとします。

4. 加盟店および当社は、機密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
5. 加盟店および当社は、機密情報について、本サービスの利用または提供の範囲内でのみ使用し、複製または改変（以下「複製等」といいます）することができるものとします。この場合、加盟店および当社は、当該複製等された機密情報についても、本条に定める機密情報として取り扱うものとします。
6. 加盟店および当社は、本利用契約の終了時または終了後、相手方から要請があったときは、資料等（前項に基づき複製等した機密情報を含みます）を相手方に返還し、または相手方の指示に従い削除もしくは消去するものとします。
7. 本条の規定は、本利用契約終了後も3年間有効に存続するものとします。

第20条 （保証の否認および免責）

1. 本サービスの提供は、加盟店における売上・利益、商品・サービスの購入、問い合わせ、アプリのダウンロードおよび来店客数等が増加すること等、成果の発生を保証するものではありません。
2. 当社は、登録情報が正確であること、本サービスが加盟店の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、加盟店による本サービスの利用が加盟店に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に本サービスを利用できること、本サービスの利用が第三者の知的財産権を侵害しないこと、本サービスに不具合が生じないこと、および当社システムに誤動作もしくは脆弱性がないことまたは故障、エラー、第三者からの不正アクセス行為、クラッキング行為、サイバー攻撃もしくはその他の障害が生じないことについて、明示または黙示を問わず何ら保証するものではありません。
3. 当社は、本規約等に定めるほか、次の各号のいずれかに起因して加盟店または第三者が被った損害について賠償の責任を負わず、本サービスの利用料金の返還を行わないものとします。
 - (1) 加盟店が本規約等を遵守しないことによる損害
 - (2) 加盟店からの提供物に起因する損害
 - (3) 加盟店によるユーザーID またはパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等に起因する損害
 - (4) 加盟店設備の不正使用等に起因する損害
 - (5) 加盟店または利用者の管理上の不備または不正使用に起因する損害
 - (6) 当社システムの誤動作による故障、エラーに起因する損害
 - (7) 当社システム、加盟店設備その他本サービスに関わるシステムにコンピュータウィルスの侵入、第三者からの不正アクセス、クラッキング行為、サイバー攻撃その他ネットワークの障害等に起因する損害
 - (8) 加盟店もしくは第三者が利用する加盟店設備、プログラム、ソフトウェア、アプリケーション、サーバー、システム、サービス、ネットワーク機器、ネットワーク環境に生じた不具合に起因する損害
 - (9) 加盟店または第三者が保有・保管するデータの滅失、漏えい、または毀損等に起因する損害
 - (10) 登録情報に不正確等があったことに起因する損害
 - (11) 第11条、第14条、第16条、第17条または第26条に起因する損害
 - (12) その他当社の責に帰すべからざる事由に起因する損害

第21条 （当社の責任）

1. 本サービスの提供に起因または関連して当社が加盟店に対して負う損害賠償は、当社の故意または重過失のみが原因でない限り、債務不履行、契約不適合責任、不法行為等請求原因の如何を問わず、加盟店に現実発生した通常かつ直接の損害で、かつ、加盟店が本利用契約に基づき過去12ヶ月間に当社に支払った利用料金相当額（初期費用を除き、本条において同様とします）の平均1ヶ月分を上限とします。ただし、当該加盟店による本サービスの利用が12ヶ月間に満たない場合には、当該期間に支払った利用料金の平均1ヶ月分を上限とします。なお、当社の予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害および派生的損害については、当社は損害賠償責任を負わないものとします。
2. 本サービスに起因または関連して加盟店と第三者との間において生じた取引または紛争等については、

加盟店が自己の責任および費用により履行、または解決するものとします。

第22条 （本利用契約の解除）

1. 当社は、加盟店に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、加盟店に対して何らの催告をすることなく、本利用契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) 本規約等に違反する行為を行った場合で、相当期間をもって是正を勧告したにもかかわらず当該期間内に違反を是正しなかったとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てを受けた場合、破産手続、特別清算、再生手続もしくは更生手続開始の申立てがあった場合、または清算手続に入った場合
 - (3) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
 - (4) 自ら振出し、もしくは引き受けた手形または小切手を不渡りとし、またはその他の支払停止状態に至った場合
 - (5) 租税公課滞納処分を受けた場合
 - (6) 資産状態が著しく悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (7) 解散、または事業の全部もしくは重要な一部の第三者への譲渡、廃止を決議した場合
 - (8) 当社または自己以外の加盟店に対する重大な背任行為があった場合
 - (9) 前各号のいずれかに準ずる事由があった場合
 - (10) その他本利用契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
2. 本条に基づき本利用契約の解除がなされ、これにより当社に損害が生じた場合、当社は、加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。

第23条 （反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、本利用契約の申込み時において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」といいます）であること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して反社会的勢力と知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加盟店は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 加盟店が、本条第1項または第2項に違反した場合、当社は何らの催告を要せずに、一方的な通知により本利用契約を解除することができます。
4. 前項の解除により、加盟店に生じるいかなる損害についても、当社は責任を負わないものとします。

第24条 （期限の利益の喪失）

加盟店に第22条第1項または第23条第1項もしくは第2項のいずれかに該当する事由が生じた場合、加盟店は、当社による本利用契約の解除の有無にかかわらず、本利用契約に基づくすべての債務について当然に期限の利益を失い、当社に対する債務全額を直ちに弁済するものとします。

第25条 （加盟店による本サービスの一時利用停止・解約）

1. 加盟店が本サービスの一時利用停止を希望する場合、加盟店は、当社に対して、利用停止希望日から1ヶ月までに当社所定の申込書で申入れを行うことで本利用契約を一時停止できるものとします。ただし、別途当社が承諾した場合を除き、一時停止期間中においても利用料金の支払義務を免れないものとします。
2. 加盟店が本利用契約の全部または一部の解約を希望する場合、加盟店は、当社に対して、解約希望日から1ヶ月までに当社所定の申込書で申入れを行うことで本利用契約を解約できるものとします。
3. 加盟店は、解約日が属する月の利用料金について、日割り計算を行わず当該月の利用料金の全額を当社に支払うものとします。

第26条 （本サービスの終了）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に通知のうえ、本サービスの全部または一部の提供を終了し、提供を終了した部分に係る本利用契約の全部または一部は解約されるものとします。

- (1) 提供終了日の1ヶ月前までに加盟店に対して通知した場合
- (2) 第16条第1項第4号に定める不可抗力事由その他の非常事態等、本サービスの提供の継続が困難となる事由が発生したと当社が判断した場合
- (3) 内外法令もしくはガイドラインの制定・改廃または公権力による命令・処分・指導等により、本サービスの提供が困難となった場合
- (4) 第9条第4項に基づく通知に対し、加盟店が利用料金の変更について異議を述べ、かつ改定後の利用料金の適用開始日以降に本サービスを利用しなかった場合

第27条 （存続条項）

第18条、第20条、第21条、第24条、第28条、第29条、第30条、第31条及び本条の規定は、本契約終了後も引き続き効力を有する。

第28条 （契約終了後の措置）

1. 本利用契約が終了した場合、加盟店および当社は、本サービスを利用するにあたり相手方から貸与または提供を受けた物件、資料等およびその写しがある場合はそれらを現状のまま遅滞なく返還します。
2. 加盟店は、当社の指示に従い、当社から貸与または提供を受けた物件、資料等およびその写しの返還ならびに本端末の撤去、発送等の作業を自己の費用と責任で行うものとします。ただし、加盟店より要請があった場合、当社は有償にてかかる作業を請け負うことができるものとします。

第29条 （権利義務の譲渡禁止）

加盟店は、当社の事前の書面による同意を得ることなく、本利用契約に基づく権利義務を第三者に対して譲渡もしくは移転し、担保設定またはその他の処分をしてはなりません。

第30条 （分離可能性）

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの条項または一部が無効もしくは執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全な効力を有するものとします。

第31条 （準拠法・管轄裁判所）

1. 本規約等および本利用契約は、日本法によって解釈され、日本法を準拠法とします。
2. 本規約等および本利用契約に関して加盟店と当社との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第32条 （協議）

加盟店および当社は、本規約等に定めのない事項および本規約等の内容について疑義が生じたときは、信義に則り誠実に協議して解決するものとします。

以上

<附則>

2021 年 5 月 1 日 制定・施行

2022 年 4 月 1 日 改訂

2023 年 11 月 1 日 改訂